

今からでも間に合う!

電子帳簿保存法 対策セミナー

電子帳簿保存法はすべての企業・
個人事業主が対象です!

2022年1月1日の電子帳簿保存法改正が行われました。改正によって、電子帳簿等保存、スキャナ保存の要件が大幅に緩和されたと同時に、電子取引については電子保存が義務化されました。その改正で設けられた2023年12月31日までの宥恕期間も残り数か月で終了となっています。

そこで今からでも間に合う電子帳簿保存法に対応するため準備すべきこと、電子取引の保存要件等わかりやすく解説します。

日時

令和
5年

10月10日(火)

[14:00~16:00]

会場

倉吉未来中心 セミナールーム1
(倉吉市駄経寺町212-5)

対象者

中小・小規模事業者
(会員・非会員問わず)

定員

30名 (先着順)

申込期限

9月29日(金) ※定員になり次第締切させていただきます。

主催: 倉吉商工会議所・中小企業相談所 共催: (公社)倉吉法人会

◆申込方法/下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはEメールにてお申込みください。

お申込み・
お問合せ

倉吉商工会議所
倉吉市明治町1037-11

TEL:0858-22-2191 FAX:0858-22-2193

E-mail: cci3103@kurayoshi-cci.or.jp

10/10(火)「今からでも間に合う!電子帳簿保存法対策セミナー」参加申込書

申込日: 令和5年

月

日

事業所名		業種	
所在地	〒		
メールアドレス			
電話番号	() -	FAX	() -
受講者名①		受講者名②	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡やセミナー参加者の調査・分析のために利用することがあります。



受講料
無料

●講演内容

- ①電子帳簿保存法の概要
- ②電子取引とは
- ③小さな会社が注意すべきポイント
- ④電子帳簿保存法の最新情報

講師

森・齋藤税理士法人 代表社員

税理士 森 耕生氏

<新型コロナウイルス感染対策・注意事項>

- ※会場では感染対策に努めながら開催いたします。
- ※アルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- ※参加者のマスク着用はご自身の判断にお任せいたします。
- ※当日に発熱や咳がでる方の参加はお控えください。